

価格安定課 NEWS

牛のトレーサビリティに関する 特別措置法案の概要について

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が今通常国会で成立の見込みです。

本法律は、今後の肉用子牛生産者補給金制度の運営に大きく関連して来ますので、ここで法律の概要を紹介します。

○法律の趣旨

BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。

○法律の概要

1 生産段階の措置

(1) 国による牛個体識別台帳の作成

国（家畜改良センターに事務委任）が牛個体識別台帳を作成し、牛ごとに以下の個体識別情報を記録・管理する。

①個体識別番号、②生年月日、③雌雄の別、④母牛の個体識別番号、⑤出生からと畜までの間の飼養地及び飼養者、⑥転出・転入年月日、⑦と畜年月日又は死亡年月日、⑧その他（輸入牛の輸入年月日等） *種別は省令で規定

(2) 牛の所有者等による出生・輸入の届出

出生月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号等の届出

(3) 譲渡し、譲受けの届出、年月日、相手方の氏名等の届出

※ 耳標の装着：国から通知を受けた個体識別番号を印字した耳標を装着

※ 耳標の取り外し、耳標のない牛の譲渡し・譲受けの禁止

(注) なお、本法律施行前に装着された耳標や個体識別番号については、届出等の所要の手続を経た上で、本法律に基づく耳標・個体識別番号とみなす。

2 と畜段階の措置：と畜者の構ずべき措置

ア 家畜改良センターへのと畜年月日等の届出

イ 牛肉の引渡し先への個体識別番号等の伝達

① 個体識別番号又はこれに代わると畜番号等を表示。

② と畜番号等を表示するときは、枝肉の引受け者に対し、対応する個体識別番号を明らか

にした書面を交付。

ウ 伝達情報の記録・管理

3 流通段階の措置

(1) 対象となる「牛肉」

牛個体識別台帳に記録されている牛に由来する牛肉

※ ただし、牛肉の製造・加工品や生鮮ものでも「挽肉」、「小間切」の状態のものについては、省令で対象外とする方向で検討中。

(2) 対象事業者について

* 情報伝達を義務付ける対象は、対象牛肉「精肉」の販売を行なう事業者

* 個体識別番号等が表示された「精肉」を主たる材料とする政令で定める料理を提供する政令で定める外食事業者。

(3) 牛肉販売業者の構ずべき措置

ア 販売先への個体識別番号等の伝達

① 牛肉の容器・包装、送り状、又は小売等の店舗の見やすい場所に、個体識別番号又はこれに代わる「ロット番号」を表示。

② 「ロット番号」の表示は、牛肉と対応する牛の1対1の対応関係を識別することが困難で、かつ、対応する複数の牛の頭数が一定以下であることが必要。

また、「ロット番号」を定めた者の問合せ先を併記し、消費者等の求めに応じ、対応する複数頭の牛の個体識別番号を情報提供。

イ 伝達情報の記録・管理

4 担保措置

① 農林水産大臣による立入検査

② 届出義務違反、耳標装着義務違反等に対する罰則

③ 個体識別番号等の表示義務等の違反に対する是正勧告

→ 是正勧告に従わなかった場合の改善命令

→ 改善命令違反に対する罰則

④ 帳簿保存の義務違反に対する罰則

5 インターネットによる情報の公表

家畜改良センターが個体識別番号により記録管理している個体識別情報については、飼養者の氏名等を除き、インターネットにより公表される。

消費者、流通業者、生産者は、生産から流通・消費の各段階において、牛又は牛肉に表示された個体識別番号等によって、いつでも対応する牛の個体識別情報の確認が可能となる。